

今回の古川講師の講演は「事故の法的責任を問う」という失敗学の根底に関わる重要な問題と、「既知の危険とは何か」という科学と社会に関わる根本的問題とを提起していると理解しています。コメントーターの一人として、受講者の皆さんに予め以下の公開質問を提示しますので、当日の議論の参考にして頂ければありがたいです。

2014-2-18、日本システム安全研究所、吉岡律夫

Q1) 正義とは何か？

古川講師は「既知の危険の限度で刑事責任を問う」という現行法理論の問題を指摘し、それに代わる学説を提示しておられると理解しています。元々、失敗学は「個人の責任を問わない」という考えが根底にあります。失敗学だけでなく、安全工学の権威である英国 J. リーズン教授らの思想も同じで、「個人の責任を問うより、原因究明と是正によって未来の事故を防止する方が重要である」という思想です。皆さんは「過去の責任を問う」という正義と、「未来の安全を優先する」という正義のどちらが正しいと思われるか？

Q2) 市民感情からの視点をどう考えるか？

今回の福島原発事故では、業務上過失致死傷の疑いで告発された東電会長や元首相ら約 40 人が 2013 年 9 月 9 日に不起訴処分となりました。そもそも、福島事故によって、今も十数万人が避難を余儀なくされており、このような大災害でも免責にするということは市民感情から許されないと言う意見もあります。(現在の法理論では限界なので、これに代わる考え方で「処罰すべし」と考えるべきでしょうか？

Q3) 2者択一なのか？

市民感情の問題は別として、最初に述べたように「原因究明と問題点是正がなされるなら、免責はやむを得ない」という考えも成り立ちます。しかし、津波対策に主眼が置かれ、規制体制など国会事故調査委員会等が指摘した根本的問題点に対する改善は殆どなされていない現状では、2者択一どころか、根本的な改善が無いように思われます。「個人の責任と問題点是正とをバーター取引する」という失敗学の前提は果たして正しいのでしょうか？

Q4) 「既知の危険」とは何か？

「既知の危険とは、今まで起きた事故をベースにする」という単純な考えだと、御巣鷹山ジャンボ機墜落事故や、JR 福知山線脱線事故など、今まで起きていないタイプの事故は、全て免責になってしまいます。一方、現在の西洋社会の安全思想は「起きると予想される危険（潜在危険）を洗い出し、リスクとベネフィットのバランス点で設計を行う」というものです。従って「既知の危険」には潜在危険を含めるのが適切だと思います。しかし、潜在危険を洗い出しても、全てに対策することは不可能なので、いつかは事故が起きます。これでは、事故は起きないと考えて分析も対策もしない、つまり「未知の危険であった」という方向に当事者を誘導してしまうのではないのでしょうか。

Q5) 「未知の危険」は許すのか？

福島原発事故は、福島沖の巨大津波が直接原因です。しかし、福島沖は、今まで巨大地震・巨大津波が起きたことがない「空白域」ということが知られており、「ここが他の震源域と連動して巨大地震となることはない」という理論が地震学者の間で広く信じられていました(★)。つまり、今までの地震学・津波学が間違っていたわけで、既知危険も潜在危険も知られていなかったと言えます。現代科学技術は

多くの失敗をベースに進歩してきました。もし、今回の事故が、真の「未知の危険」つまり人類は知りえなかった危険だったとしたら、それは許してよいのでしょうか？

(★ 「超巨大地震に迫る」大木聖子、NHK 新書)

(★ NHK、2012/1/20「予測できなかった超巨大地震」http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3144_all.html)

Q6) 起き得ることが合理的に想定された危険（危惧される危険）だったのか？

広辞苑によれば「合理的」とは「理屈にかなっていること」とあります。古川講師も「合理的」とは「科学的根拠」という意味とされています。従って、上記 Q5 のように、現代地震学と言う科学では想定できなかった訳ですから、危惧感説でも免責になってしまいます。

Q7) 「既知」と「未知」との境界線はどこにあるか？

「原発を津波が襲うと、全電源喪失により炉心冷却が不可能になり、炉心熔融に至る」というシナリオは、経産省傘下の機関が解析し、2008 年に公開していました。従って、上記 Q5 の地震学の見解にも係わらず、対策をしておけば、福島事故は防げたはずです。既知危険と未知危険の境界に関わる問題と言えるでしょう。今まで起きていないという歴史があり、かつ、現代地震学では起きないと言われていても、想定外の巨大津波が起きると考える、という発想は、通常の産業や住民防災では「合理的」ではないでしょう。

Q8) 合理的な危険でなくても対策すべきであったか？

上記のように、今回の事故は、合理的に想定されない未知の危険と言えますが、仮に「非合理的でも対策すべきであった」としましょう。古川講師は「万が一にも過酷事故を起こしてはならないというのが社会一般の常識」としています。しかし、IAEA（国際原子力機関）は、過酷事故の目標値を 10^{-4} / 年として、文字通り、万を一を許容しており、日本の規制当局もこの値を参考としています。このように、一般人の常識（期待）と、国際的な常識（専門家の常識）とが違う訳です。従って、合理的でなくても対策すべき、と結論するには、専門家の意見より、社会の要請（一般人の常識や期待）の方が上位にある、という論理が必要でしょう。（補記★参照）

Q9) 専門家に必要な資質とは何か？

2007 年の柏崎地震で柏崎刈羽原発は大きな影響を受けました。これを奇禍として、東海原発は非常用発電機に津波対策をしていました。また、女川原発はわざわざ高い位置に設置するよう電力幹部が指示したとされており、そのおかげで福島事故のような原発災害を免れました。多様な考えの人達の意見を汲み上げることが必要ということでしょう。また、筆者は法律には素人ですが、業務上過失致死傷罪の解説には「業務従事者は一般人より高い注意義務があり、その能力を使わなかったならば、大きな責任がある」とあり、専門家の資質を問うべきと思います。

（補記★）「一般人の要請のほう上位にある」という論理が正しいとは限りません。2007 年の柏崎地震の際に柏崎原発で火災が起きたため、柏崎市長は（油を使用している）非常用ディーゼル発電機の停止命令を出しました。もし、この時、送電線に落雷等の事故があれば、全電源喪失事故、つまり福島事故と同じことが起きたはずです。